

訴 状

2024 (令和6) 年5月20日

宇都宮地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 阿 部 健 一



同 弁護士 阿 久 津 正 巳



同 弁護士 竹 田 進 之 介



同 弁護士 服 部 有



当事者の表示 別紙1 当事者目録記載のとおり

不当条項差止等請求事件

訴訟物の価格 160万円

貼用印紙額 13000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、被告が提供するホスティングサービス「オアシスサーバー」の共有レンタルサーバーの利用の契約を締結するに際し、別紙2「レンタルサーバー利用規約第13条」を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行ってはいない
- 2 被告は、別紙3記載の表示を行ってはいない
- 3 訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに仮執行宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告は、消費者被害の未然若しくは拡大防止及び救済のため、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・相互補助を図り、各種消費者被害の調査・研究・情報収集、是正申入等の活動によって、消費者全体の利益擁護、消費者の権利の確立に寄与することを目的として設立し、2019（令和元）年6月26日に内閣総理大臣から消費者契約法（以下「消契法」という。）13条に基づき適格消費者団体に認定された特定非営利活動法人である。

(2) 被告は、レンタルサーバー事業、WEB制作事業等を業とする株式会社である。

2 被害実態

被告による消費者への被害実態の一例は次のとおりである。

SNSで知り合った人から、副業としてアフィリエイトで儲けることができると説明があり、被告が提供するレンタルサーバーを紹介され、毎月9800円だからと被告との間でレンタルサーバー契約をしたところ、思うようなアフィリエイト収入を得ることができず、直ちにレンタルサーバーを解約したが、被告から10万円を超える請求がなされた、というものである。

同様の被害相談が、栃木県内の消費生活センター並びに、独立行政法人国民生活センターに多数寄せられている。

3 請求の原因 第1項（不当条項（消契法9条1項1号違反）の差止請求）

(1) レンタルサーバー利用規約第13条（以下「本件規定」という。）が違約金を定める条項であること

本件規定は、「「初心者アフィリエイト応援プラン」の最低利用期間は、

利用開始日から一年間（12ヶ月）が経過する日の属する月の末日までとします。最低利用期間内の解約については、プラン特典適用外となり初期設定費用（9万9000円）を全額お支払いいただく必要があります。」と定めている（甲1）。

本件規定は、利用開始日から1年以内の解約について、一律9万9000円の違約金（以下「本件違約金条項」という。）を定めるものである。

（2）当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えること

被告は、WEBサイトでレンタルサーバーの申込がされ、契約に至るまでに事業を遂行する上で特に労力をかけたりすることがない。

被告は、サーバーの料金として、契約をした消費者から月額9800円の支払いを受けることができるのであるから、1年以内に解約されたときに被告が被る損害というものは想定できない。

したがって、本件違約金条項は、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分を含むものである。

（3）結語

よって、消契法9条1項1号により無効であるため、本件規定を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行うことの差止めを求める。

4 請求の趣旨 第2項（有利誤認表示（不当景品類及び不当表示防止法〔以下「景表法」という。〕30条1項2号）の差止請求）

（1）差止め請求の対象とする表示

被告は、WEBサイト（<https://oasisserver.net/>）において、下記の表示（以下「本件表示」という。）を行っている（甲2）。

 初心者アフェリエイター応援キャンペーン

通常：99,000円 ▶ 初期費用0円60秒で自分だけのサイトが完成
月額 9800円

(2) 実際の価格よりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であること

被告は、本件規定で「最低利用期間内の解約については、プラン特典適用外となり初期設定費用（9万9000円）を全額お支払いただく必要があります。」と定めている。

しかし、被告のWEBのトップページには、最低利用期間の記載はなく、月額9800円を支払えば、いかなる場合も初期費用がかからず、レンタルサーバーを利用することができるかのように表示されており、本件規約で定められた最低利用期間や同期間中の解約により、初期設定費用が発生することは読み取れない。

したがって、実際の価格よりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であるといえ、景表法30条1項2号に該当する表示といえる。

(3) 本件表示を現に行い又は行うおそれがあること

2023（令和5）年6月29日、原告は、被告に対し、本件表示が景表法の有利誤認にあたりと指摘したが（甲3）、被告からの返答はなかった。

2024（令和6）年3月4日、原告は、被告に対し、消契法41条1項に基づき、差止請求書を送付した（甲4ないし甲5の2）。同月6日、被告は、差止請求書を受領したが、何ら回答せず、本件表示の削除や修正を行わない。

被告は、現在もWEBサイトで本件表示を行っているのであるから景表法30条1項柱書に該当する。

(4) 結語

よって、原告は、被告に対し、景表法30条1項に基づき、請求の趣旨第2項記載の表示の差止めを求める。

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

添付書類

- | | | |
|---|--------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 証拠説明書 | 2通 |
| 3 | 甲号証写し | 各2通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1通 |
| 5 | 資格証明書 | 2通 |
| 6 | 定款 | 1通 |
| 7 | 理事会議事録 | 1通 |

当事者目録

- 〒320-0024 宇都宮市中今泉2丁目7番19号
原告 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク
原告代表者理事長 山口 益 弘
- 〒320-0036 宇都宮市小幡1丁目1番27号 KMGビルディング小幡4階
阿部法律事務所（送達場所）
原告訴訟代理人弁護士 阿 部 健 一
電話 028-680-7220 / FAX 028-680-7221
- 〒320-0811 宇都宮市大通り2丁目3番1号 井門宇都宮ビル2階
弁護士法人のぞみ法律事務所（個人受任）
同 弁護士 阿 久 津 正 巳
- 〒320-0811 宇都宮市大通り4丁目1番20号 宇都宮けやき通りビル6階C号室
けやき宇都宮弁護士法律事務所
同 弁護士 竹 田 進 之 介
- 〒320-0055 宇都宮市下戸祭1丁目2番4号 赤羽ハイツ1階
八幡山法律事務所
同 弁護士 服 部 有
- 〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1丁目15番9号 シルク恵比寿4階
被 告 株式会社オアシス
被告代表者代表取締役 仙 波 太 郎

レンタルサーバー利用規約

第12条 契約期間

本サービスの契約期間は、弊社が利用者に利用開始日として通知した日より、契約時に契約者が選択した料金支払対象期間経過後の月末までとします。

弊社又は利用者が、契約期間が満了する月の前月末日に、契約を更新しない旨を通知しなかった場合には、契約期間は前項の料金支払対象期間と同じ期間自動的に更新され、その後も同様とします。

第13条 最低利用期間

第12条の定めにかかわらず、「初心者アフィリエイト応援プラン」の最低利用期間は、利用開始日から一年間（12ヶ月）が経過する日の属する月の末日までとします。最低利用期間内の解約については、プラン特典適用外となり初期設定費用（99000円）を全額お支払いいただく必要があります。

また、最低利用期間内に利用者が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合も、プラン特典適用外となります。その場合も弊社が指定した日までに初期設定費用を一括で支払うものとします。

対象となる表示

(表示媒体)

被告WEBサイト

(対象となる役務)

レンタルサーバーの利用サービス

(表示の内容)

対象となる役務について、最低利用期間を記載せずに、「通常：99,000円 ▶ 初期費用0円 60秒で自分だけのサイトが完成 月額9800円」と表示する等、月額9800円を支払えば、いかなる場合も初期費用がかからず、レンタルサーバーを利用することができるかのように示すと表示